

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例（平成19年12月17日京都市条例第25号）（総務局総務部総務課）

公職選挙法の一部改正に伴い、衆議院議員等の選挙における選挙の公営制度に準じ、京都市長の選挙について、同法第142条第1項第5号の選挙運動用ビラの作成の経費を本市が負担することとしました。

この条例は、平成19年12月17日から施行し、上記の措置は、同日以後その期日を告示される選挙について適用することとしました。

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年12月17日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市条例第25号

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 選挙運動用自動車の使用の公営（第2条～第6条）」を
「第2章
第3章

選挙運動用自動車の使用の公営（第2条～第6条）

に、「第3章」を「第4章」に、「
選挙運動用ビラの作成の公営（第7条～第10条）」

第7条～第10条」を「第11条～第14条」に、「第4章」を「第5章」に、「第11条・第12条」を「第15条・第16条」に、「第5章」を「第6章」に、「第13条～第17条」を「第17条～第21条」に、「第6章」を「第7章」に、「第18条・第19条」を「第22条・第23条」に改める。

第1条中「第141条第8項」の右に「第142条第11項」を、「使用の公営」の右に「長の選挙における法第142条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用のビラ」という。）の作成の公営並びに議員及び長の選挙における」を加える。

第19条を第23条とし、第18条を第22条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第17条を第21条とし、第13条から第16条までを4条ずつ繰り下げる。

第5章を第6章とする。

第4章中第12条を第16条とし、第11条を第15条とする。

第4章を第5章とする。

第10条中「第7条」を「第11条」に改め、第3章中同条を第14条とする。

第9条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条前段中「第10条」を「第14条」に改め、同条を第11条とする。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 選挙運動用ビラの作成の公営

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第7条 長の選挙においては、候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約の締結の届出)

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、市委員会が定めるところにより、その旨を市委員会に届け出なければならない。

(公費の支払)

第9条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号により算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。以下この条において同じ。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件

に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円30銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 4円88銭にその50,000枚を超える作成枚数を乗じて得た金額に365,000円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

（公費負担の限度額）

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円30銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第5号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（総務局総務部総務課）